

過去にフィブリノゲン製剤を 八尾市立病院で使用された患者さんへ

厚生労働省の報道発表について、フィブリノゲン製剤は国の承認薬剤であり、人の血液の成分を原料とした医薬品の一種で、かつては大量出血時の止血等の目的で、昭和63年6月以前は多くの医療機関で用いられていましたが、昭和63年7月以降は「やむを得ない場合に必要最小限量を使用すること」とされたため、以降、八尾市立病院において納入実績はありません。

しかし、昭和57年8月から昭和63年7月までに入院治療された方の中で、**下記の(1)～(5)に該当される方**については、フィブリノゲン製剤が投与された可能性がありますので、お心当たりのある方については、**C型肝炎ウイルス検査を受診されることをお勧めします。**

- (1) 妊娠中又は出産時に大量の出血をされた方。
- (2) 大量に出血するような手術を受けた方。
- (3) 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血をされた方。
- (4) がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた方。
- (5) 特殊な腎結石・胆石除去(結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法)、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた方。

なお、八尾市立病院においては、下記のとおり検査を行っています。

八尾市民 (40歳以上) の方	八尾市立病院健診センターにて、八尾市の基本健康診査(年1回)が無料で受けられます。 (問い合わせ:健康管理課072-993-8600)
上記以外の方	保険診療(3割負担)による検査となります。(有料) 八尾保健所においても毎月第1・3木曜に検査を行っています。 (受付9:30～10:30有料)